

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、個人住民税に関する事務 1. 個人住民税の賦課に関する事務 2. 個人住民税の減免に関する事務 3. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務 4. 個人住民税課税台帳の検索及び印刷
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 申告受付支援システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税データベースファイル 個人住民税申告受付支援システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48 〈情報提供〉 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	庄原市 市民部 税務収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	庄原市市民部税務収納課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	庄原市市民部税務収納課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1146

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠管理を行っており、保存年限経過後は、適正に廃棄している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-①	庄原市 税務課	庄原市 総務部 税務課	事後	
平成28年4月1日	I-5-②	課長 藤井 皇造	課長 佐々木 隆行	事後	
平成28年4月1日	I-7	庄原市総務課	庄原市総務部総務課	事後	
平成28年4月1日	I-8	庄原市税務課	庄原市総務部税務課	事後	
平成28年4月1日	II-1	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年4月1日	II-2	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成29年3月31日	II-1	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年3月31日	II-2	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成31年2月1日	I-3	別表第1第16項	別表第1の16の項	事後	
平成31年2月1日	I-4-②	別表第2第27項	別表第2の第3欄が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	
平成31年2月1日	I-5-②	課長 佐々木 隆行	課長	事後	
平成31年2月1日	II-1	平成29年3月31日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II-2	平成29年3月31日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IV	—	項目の追加	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年10月28日	II-1	平成31年2月1日時点	令和4年9月30日時点	事後	
令和4年10月28日	II-2	平成31年2月1日時点	令和4年9月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表の24の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-4-①	未定	実施する	事後	
令和7年3月27日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第2の第3欄が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48 〈情報提供〉 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-7	庄原市総務部総務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1111	庄原市総務部税務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1146	事後	請求先を担当課に統一することによる変更
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月30日時点	令和7年2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月30日時点	令和7年2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	特定個人情報を含む書類は施錠管理を行っており、保存年限経過後は、適切に廃棄している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和8年4月1日	I-5-①	庄原市 総務部 税務課	庄原市 市民部 税務収納課	事後	組織機構の見直しに伴う部署名変更
令和8年4月1日	I-7	庄原市総務部税務課	庄原市市民部税務収納課	事後	組織機構の見直しに伴う部署名変更
令和8年4月1日	I-8	庄原市総務部税務課	庄原市市民部税務収納課	事後	組織機構の見直しに伴う部署名変更